

## 令和3年10月 四万十市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和3年10月7日(木) 午後2時30分～午後3時30分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	10	芝 順子	18	福留 宣彦
3	伊与田 真哉	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜
4	井上 靖好	13	土居 忠栄		
5	加用 雅啓	14	清水 優志		
7	谷崎 容子	15	正木 卓夫		
8	遠地 美千代	16	岡崎 誠		
9	山本 官	17	尾崎 征洋		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	5	宮地 秀之		
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		
4	岡本 尚子	8	竹村 光一		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	6	安藤 久徳	11	岡村 猛

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦
事務局長補佐	吉田 貴浩	係長	柴 秀樹
主幹	宮川 昭人	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～3番)  
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～6番)  
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～2番)  
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～2番)  
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)  
 報告事項 形状変更届出について(1番)  
 その他

◆議長（福留会長）

只今から令和3年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号11番 岡村 猛 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号12番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号13番 土居 忠栄 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 敷地 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の80歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間257日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の妻と、農作業暦20年の子と子の妻と、農作業暦5年の孫と農作業暦4年の孫の計6人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は187アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦10年の66歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦3年の妻の計2人となっております。農機具につきましては、管理機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は97アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在何も植えられておりませんが、隣地は譲受人所有の農地であり、取得後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 双海 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦5年の74歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦10年の妻の計2人となっております。農機具につきましては、トラクター、草刈機、耕運機、管理機、自走式草刈機、噴霧器、運搬機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5キロメートルの距離となっております。耕作面積は54アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので、今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

1番について説明します。9月29日に武井推進委員と現地を確認しました。現況はきれいに耕作されている土地でした。譲受人は家族で稲作経営を営まれていまして、四万十市でも大規模農家に入る農家です。今後もその他に水田等の集積を進めていくものと考えられます。購入後もきれいに管理をして、周辺農地にも迷惑をかけることはないと思いますので適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

今のご意見に同感でございます。

◆議 長（福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

議席番号19番、下田地区担当の畠中です。2番鍋島の件ですが、9月27日日本人との電話連絡がつかないままに現地へ確認に行きました。現在耕作している所の続きであります。元センリョウの栽培をしていた土地、それからそのネットハウスの枠くらいの部分は現在荒地となっておりますが、5分の1くらい刈ってそのままとなっております。これは国営農地の開発事業の土地でありまして、現状そこで果樹の柑橘を主体に営農しておりますから、耕作している果樹については綺麗に作って整備しておりました。それからこの該当する土地についても先ほど言いました一部については荒れたままですが、譲受人と連絡がとれないまま井上委員とも話したことでしたが、後日井上委員が連絡が取れて内容を聞きますと、クチメが出るのでというようなことで、この件が解決すれ

ば、欲しかった土地なので問題ないということでもあります。現在作っている直七やろうかブシュカンじゃろうか、そういう感じでしたが、続きですのできれいに品種はともかくとして、本人の希望は小夏でもという話もあるようです。営農も進めて行くし、隣地は自分のとこでするので問題ないと思います。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。なかなかそれこそ連絡が取れずに困ってございましたけれども自分の連絡先を教えてくださいということで市役所の方をお願いしておりましたが、連絡が取れたようで譲受人の方から連絡をしていただきまして会って、現地に行ってお話しをさせていただきました。現状は今度買われた土地はもうとても今じきに耕作できるような状態じゃなくて、大きな木なんかも生えていて、先ほど畠中委員がおっしゃられていましたけれどもクチメが今からたくさん出るのでちょっと今は入りたくないということで、春に重機を入れてそういうものを全部除けて、それ以降に作る柑橘についてはまだ具体的には決めてないけれども、やる予定があるということではありました。今現在作られているのはブシュカンが主で、中々そのブシュカンも安いしあんまり良くないという話も伺いましたけれども、現状としては非常にきれいに作られていて、すごくきちんとした話しぶりの方でした。春以降にはまた何らかのものを植えてきちんと耕作していただろうなということで帰ってまいりました。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

僕も昨日譲受人と連絡取りまして現地確認に行っていましたが、先ほど農業委員が言っていたとおりで問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

この3番の案件については、前回の総会で出てきた古津賀の譲受人で前回の時に現地調査で畑も見て色々ここで事務局が説明したような相談を受けまして、30~40分現地で話をして大きな梅の木を年に3回ぐらい草刈りを

していると、(譲渡人が) 買うてくれと言っているので、また申請したらどうかという話をしていた案件です。現在草刈りもして続きで柑橘を出来たらやりたいと、梅ではどうも商売になりそうにないと現況植わっているものは伐採をしてという意向のようでした、その時に。その後、電話連絡で話をした後日に本人とは会えませんでしたが、現地の草刈りもきっちりして管理が行き届いておるという確認をしました。奥さんのほうが中々熱心でご主人がつられて頑張っているというような農業形態でしたが、2人が一生懸命趣味を兼ねたような形で張り切ってやっておりました。問題ないと思います。以上です。

◇議席番号 17 番 尾崎委員 (東山地区担当)

17番、東山地区の尾崎です。3番の申請地の意見を発表させていただきます。申請地の住所は双海ですので、下田地区担当の畠中委員に今所有している農地、その他今回売買することになる農地について現地確認をして詳しく説明を受けたところです。問題ないという返事です。本人もこれからも効率的に耕作して農作業に従事していくということですので、3条許可については適当と考えております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員 (下田・八東地区担当)

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長 (福留会長)

宮地推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

この案件は先ほども言われたように先月も出ていた案件と思います。奥さんの方に連絡してから現地確認に行くように事務局からも指示がありましたので、先日もそのようにして奥さんと話をし現地確認に行っていましたから特に問題ないと思えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は 磯ノ川上柳田以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、中筋地区担当の清水委員・岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、太陽光発電施設を作るものです。場所については磯ノ川橋から50メートルほど北へ行った所に位置する農地です。申請地の西側は公衆用道路、北側は農道を挟んで農地、東側も農地のためそれぞれ所有者から転用の同意を得ています。南側は国道56号線です。雨水については自然浸透で処理します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は10ヘクタール以上の集団農地ではなく、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地（第2種農地）にあたり第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでありま

す。続いて番号2。土地の表示は 古津賀三丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については古津賀郵便局から120メートルほど西へ行った所に位置する市道沿いの農地です。申請地の西側は宅地、南、東側は農地のため所有者から転用の同意を得ています。北側は幅員6メートルの市道です。また雑排水については合併浄化槽を設置し、北側の既設市道側溝に排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでありま

す。続いて番号3。土地の表示は古津賀三丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。

場所については先ほどの番号2の申請地の東隣りに位置する農地です。申請地の東側は宅地、南、西側は農地のため所有者から転用の同意を得ています。北側は幅員6メートルの市道です。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、北側の既設市道側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続いて番号4。土地の表示は古津賀二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所につきましては、古津賀第1号公園から西方向に20メートルほど行った所にある農地です。申請地の東、西、南側は宅地、北側は幅6メートルの市道となっています。雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続いて番号5。土地の表示は具同字東ノ丁以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの9、10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所につきましては、スシロー四十店から北方向に390メートルほど行った所にある農地です。申請地の東側は幅員4.5メートルの市道、南側は宅地、西・北側は農地のため所有者から転用の同意を得ています。雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、西側既設排水路へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は都市計画区域内の用途地域指定された準工業地域で第3種農地にあたり、転用が許可できる土地ということでもあります。

続いて番号6。土地の表示は竹島字ミノコシ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、下田地区担当の畠中委員と宮崎推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの11、12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、許可日から10年間の賃貸借権を設定し太陽光発電施設を作るものです。場所につきましては、竹島集会所から北西方向に350メートルほど行った所にある農地です。申請地の西側は宅地、南側は雑種地、東、北側は幅6メートルの市道、雨水については自然浸透で処理します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は10ヘクタール以上の集団農地ではなく、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地(第2種農地)にあたり第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土

地ということであります。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。1番を説明します。9月29日、会長、事務局、岡本推進委員、申請代理人と現地を調査しました。事務局から発表もありましたが、土地造成は行わず安全対策のため敷地周辺にフェンスを設置する、雨水は敷地に自然浸透させるものとするということで生活排水等は発生しません。そのため、申請地を転用することによる周辺農地への影響はないと考えます。なお、周辺関係者に同意書をもらっており、よって第5条の規定による許可申請進達は適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員の説明に間違いありません。

◆議 長（福留会長）

「2番～4番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。2～4番について説明をさせていただきます。先ほど説明があったとおりで現地確認をしてまいりましたが、これという問題は見受けられず、適当であると考えております。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

事務局と一緒に現地確認にはちょっと行けなかったですけど、後日確認に行ってみて、まず2番と3番ですが、こちらも最近周辺にもよく家が建っている所です。特に問題ないと思います。

4番についてですが、この裏側の家は私のいとこの家になりますので、よく知っている所ですが特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）



「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当、正木です。現地確認の時は用事がございまして事務局とは一緒には行けませんでしたけれども、後日現地確認いたしました。写真のとおり草が生えて荒廃しているところがございます。内容につきましては事務局の説明のとおりです。問題ございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮地推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

こちらは9月29日に事務局と一緒に現地確認に行ってきましたが、特に問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

「6番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

下田地区担当、畠中です。6番の案件については事務局の説明どおり9月27日に会長以下、事務局、申請代理人と現地確認をいたしました。説明のとおり問題ない、所有者の宅地の続きであります。今荒れておりますが問題なく、近くにも1件太陽光発電があります。問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。1番と6番ですけど、太陽光発電で譲受するのと借り受けるのとの違いがありますけれども、私勉強不足で本当にすみませんけれども、お伺いいたします。

太陽光発電は一時転用になるという事ではないがですかね、永久的に転用という形になるのでしょうか。

◆議 長 (福留会長)

1番は譲渡です。6番は貸し借りですね。6番は面積が少なくて、あまり会社も作るところが狭いからあまり電気料がとれないので、20年ですか大体、それをまあ10年しか借れないという事の話でございました。結局この会社にしたら狭い所での利益率はあがらないけど、ノーというわけにはいかないと引き受けたというお話でした。大体貸し借りは20年が普通ですけど10年という計画ですね、ここは。結局、会社が黒字になりにくいからということで10年にしたと事務所の方は言うておりました。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

言葉でいうたら一時転用の形でしょうか。

○事務局

1番については、ずっと転用ですけど、6番についてこれは一時転用ではないですけど、期間を限定しての10年間の転用になります。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

10年の期間が過ぎれば、また農地に戻るという形でしょうか。

◆議 長 (福留会長)

そうですね。10年経てば更地にして返すと。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

分かりました。

◆議 長 (福留会長)

他にございませんか。

◇議席番号 19 番 畠中委員 (下田地区担当)

19番の畠中です。今の6番の案件、通常の太陽光発電の場合には、この場合は大丈夫ですので最低10年ですが、耐用年数からいうたら、やっぱり4年か5年は延びるということが出てくると思います。多分10年間の時点で再延長というか、そういう事も有り得るといように自分は地権者との会の中でその話はちらっと耳にしましたので、先ほどの質問の件について、その時点で再度、転用の部分の所は農業委員会の方にあげてもらうような形で対処したらというふうに自分はその場で考えたことでしたので一応参考です。

◆議 長 (福留会長)

只今ですね、貸し借りの最長期間は今まで20年ということに決まっておりましたけど、ちょっと今変わってまして最長50年という事になっておりますけど、まあ50年経ったらどうなるか分かりませんが、一応決まりは50年間の貸し借りができるという事になっております。

他にご意見ございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 口鴨川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号1につきましては、9月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人と、後川地区担当の山本委員、武井推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。

現地は、隣地への進入路、駐車場、庭として使用されている状況でした。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。なお、当該地は筆界未定地内に含まれている土地ですが、当該地番を含め、全体が非農地状態となっております。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 佐田 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号2につきましても、番号1と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。

現地は、住宅が建っており、宅地として使用されている状況でした。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

まず1番から説明します。9月29日に福留会長と、西川行政書士、武井推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局の説明のとおり現在は駐車場とそれから庭として使用していきまして、転用の事実行為から15年以上経過していますし、農地行政上も支障はないと思いますので適当と考えます。

2番について説明します。2番も9月29日に福留会長以下、現地確認を行いました。事務局の説明どおり、昭和63年に住宅を建築して現在に至っていますので農地転用の事実行為から15年以上経過していますし、農地行政上も支障はないと思いますので適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

先月の29日に事務局より説明のあった現場を皆さんと現地確認をさせていただきました。今、山本委員からの説明のあったように私も同感に感じております。以上でございます。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市

農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は下田地区において、施設トマトの栽培を行っている新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は令和3年10月7日から令和6年10月6日までの3年となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして2番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は令和3年10月7日から令和13年10月6日までの10年間となっております。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。

ここで一度小休にいたします。

~~~~ 小休 ~~~~

~~~~ 正会 ~~~~

◆議 長（福留会長）

正会にいたします。

続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号16番、中村地区担当の岡崎です。10月4日午前9時頃、自宅の方に伺いましたが、もういなかった。ので携帯にかけたところ、本人達は四万十農園めぐりっこのハウス内にいるということを開き駆けつけて、聞き取り調査をいたしました。そこで中玉トマトのフルティカを作っているそうです。この方は大阪から移住して来た21歳の息子さんと2人でやっております。独立してトマトハウスをやりたいので探しています。どこになるか私は今のところ分かりませんが、安並の方で探しているということを知っております。なお、中々やる気のある親子でした。以上です。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

9 番の山本委員のご指導のもとに研修をした方でございます。私もちょいちょい見かけましたが熱心に研修を受けておった、まあ先生がいいからだろうというふうに思います。何の問題もないだろうと思います。

2 番については、私の梨畑のごく近くであります。水稻から果樹にしておりますが、ちょっと湿害に苦しんでいる状況ですが、借受人の方は大規模な園芸を貸借している敷地でやっておりますので、なんか改善をしていい物が出来ないだろうかというふうに期待をしております。事務局の説明したとおりで問題はないと思います。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

○ 特にありません。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第 5 号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第 5 号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は 8 ページになります。本議案については高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが宿毛市の果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては議案書10ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

先ほど言いましたように、水田から畑へ現状は変わっておりますが、湿害でほとんど収量になっていないような現況ですので、今回の法人がかなり重機も持ち、技術もある法人ですので、改良していい物を作れるようになればいいかなと感じておりますが、問題ないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

形状変更届出について

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

形状変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、当該地は過去に浸水したことがあるため、かさ上げしたとのことです。変更期間は令和3年9月1日から令和3年9月30日となっております。

なお、届出よりも前に埋め立てを行っていたため、始末書付きとなっております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの報告が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年10月7日

議長

福留宣彦

署名委員

伊勢崎 精蔵

署名委員

土居忠栄